



2018年12月13日

各 位

会 社 名 株式会社マネーフォワード
代表者名 代表取締役社長 CEO 辻 庸介
(コード番号：3994、東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役執行役員 Co-CFO 金坂 直哉
(TEL. 03-6453-9160)

発行価格等の決定に関するお知らせ

当社は、2018年12月5日（水）開催の取締役会において決議いたしました海外募集による新株式発行（以下「本海外募集」といいます。）に関し、発行価格等を下記のとおり決定いたしました。また、募集方法の一部に変更がありましたので、お知らせいたします。

記

(1) 募集株式の種類及び数	下記①及び②の合計による当社普通株式 2,500,000 株
	① 引受人の買取引受けの対象株式として当社普通株式 2,000,000 株
	② 引受人に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取権の対象株式の上限として当社普通株式 500,000 株
(2) 発行価格（募集価格）(注)1	1株につき 金 2,946 円
(3) 発行価格（募集価格）の総額(注)2	7,365,000,000 円
(4) 払 込 金 額(注)1	1株につき 金 2,812.76 円
(5) 払 込 金 額 の 総 額(注)2	7,031,900,000 円
(6) 増加する資本金及び(注)2	増加する資本金の額 3,515,950,000 円
資本準備金の額	増加する資本準備金の額 3,515,950,000 円
(7) 払 込 期 日	2018年12月20日（木）
(8) 受 渡 期 日	2018年12月21日（金）

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

- (9) 募 集 方 法 (注)3 欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除きます。)における募集とし、引受人に、上記(1)①に記載の全株式を総額個別買取引受けさせます。また、引受人に対して上記(1)②に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与します。

- (注)1. 引受人は払込金額で買取引受けを行い、発行価格(募集価格)で募集を行います。
 2. 引受人が上記(1)②に記載の権利を全て行使した場合の数字です。
 3. 一部の当社普通株式につき、米国証券法に基づくルール 144Aに従った米国投資家への販売を行います。

<ご参考>

1. 発行価格(募集価格)の算定

(1) 算定基準日及びその価格	2018年12月13日	3,135円
(2) ディスカウント率		6.03%

2. 今回の調達資金の使途

本海外募集の手取概算額合計上限6,901,900千円について、2020年11月までに、①Money Forward Business事業の更なる事業の急速な拡大のために必要な営業・マーケティング費用及びプロダクト開発費用として5,620,000千円、②Money Forward Finance事業拡大のため企業間後払い決済サービスを提供するMF KESSAI株式会社への投融資資金を中心に600,000千円、③残額を将来的なM&Aを見据えた財務基盤の強化及び経営基盤安定化のため、過去のM&A及び広告宣伝費等に充当した金融機関からの借入金の返済(注)に充当する予定であります。

(注) 2018年8月末現在の借入金は3,075,000千円となります。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」といいます。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。